

令和 7 年度
吉野ヶ里町水防計画書

吉野ヶ里町

目次

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防責任	2
第4節 安全配慮	2

第2章 水防組織

第1節 町における水防組織	3
1 通信、連絡系統	3
2 水防協議会の設置	3

第3章 水防体制及び配備指令

第1節 町における水防配備体制	4
第2節 水防活動	5
1 水防団の出動	5
2 決壊時の通報	5

第4章 重要水防箇所等

第1節 堤防等の巡視及び水防箇所等	6
1 堤防等の巡視	6
2 水防箇所	6
○重要水防箇所	6
○洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路	8
○洪水時、流失により交通不能となる恐れのある橋梁	8
○水防警戒を要する溜池一覧表	9
○降雨による湛水区域	9
○土石流危険渓流箇所	10
○急傾斜地崩壊危険箇所	10
○地すべり危険箇所	10
○排水ポンプ設置箇所	10
○特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	10
○雨量観測所一覧表	11
○水位観測所一覧表	11
○水防資材一覧表	11

第5章 水防信号及び標識

1 水防信号	12
2 水防標識	12

第6章 避難計画	
第1節 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	1 3
1 警戒レベルの運用	1 3
2 避難情報等の発令	1 3
3 避難情報等の内容	1 4
4 関係機関への連絡及び住民への伝達	1 4
5 指定避難所	1 5
第7章 協力及び応援	
第1節 河川管理者の応援	1 6
第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協力	1 6
第8章 洪水想定区域等における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水の防止 のための措置	
第1節 洪水対応	1 7
1 区域の指定状況	1 7
2 洪水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止 のための措置	1 7
3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する 計画の策定等	1 7
4 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する 計画作成等	1 8
第9章 水防協力団体	
第1節 水防協力団体	1 8
第2節 水防協力団体の業務内容	1 8

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、吉野ヶ里町内の各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門等の操作、水防のための消防機関の活動、水防に必要な器具、資材及び設備の整備、避難場所等の大綱を明示し、もって水防の万全を期することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1 水防管理者及び水防本部長
吉野ヶ里町長をいう。

2 水防団長
吉野ヶ里町消防団長をいう。

3 消防機関
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。

4 水防警報
河川について、洪水等により災害が発生する恐れがあると認めるとき、知事及び国土交通大臣が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

5 水位到達情報
水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報及び氾濫発生情報のことをいう。

（1）【警戒レベル1相当】水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

（2）【警戒レベル2相当】氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

（3）【警戒レベル3相当】避難判断水位

町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(4)【警戒レベル4相当】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（法第13条第1項及び第2項）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位をいう。

(5)【警戒レベル5相当】氾濫発生

6 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3節 水防責任

水防責任は水防法により、次のように規定されている。

1 町の責任

その管轄区域内の水防を十分果たすべき責任を有する。（法3）

2 水位の通報及び公表

県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法12）

3 町民（住居者等）の水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長により出動を命じられた場合、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。（法24）

また、水防区域に居住する者は常に気象情報に注意し、水害が予想される場合は進んで、水防に協力しなければならない。

第4節 安全配慮

洪水等において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

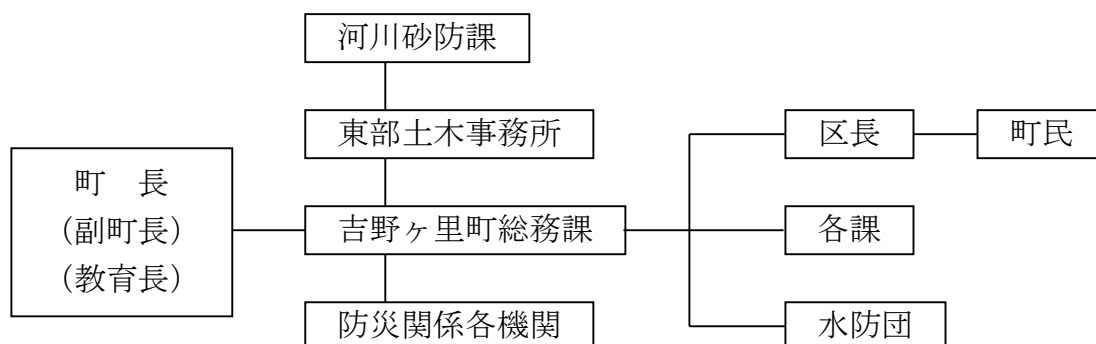
第1節 町における水防組織

- 1 町は水防の統轄連絡を図るため、吉野ヶ里町水防本部を常設し、法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定による水防に関係のある気象状況の通知を受けたときは、その危険が解消するまでの間、水防配備体制をとる。
- 2 水防本部は、吉野ヶ里町総務課内におく。
- 3 水防本部は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、町職員をもって編成する。
- 4 水防本部は、災害対策基本法の規定により町に災害対策本部が設けられた場合、災害対策本部に包括され、水防事務を処理する。
詳細については、吉野ヶ里町地域防災計画の定めるところによる。

(1) 通信、連絡系統

佐賀地方気象台から注意報、警報等を受信したとき、又は災害発生等の情報を受信したときは、直ちに連絡体系をとる。

◆警戒体制時における通信系統◆



(2) 水防協議会の設置

法第34条の規定に基づき、水防計画、その他水防に関し重要な事項を審議するため、吉野ヶ里町水防協議会を設置する。

第3章 水防体制及び配備指令

第1節 町における水防配備体制

佐賀地方気象台及び県より水防に関係ある通報を受けたときは、その状況を判断し、通報雨量、通報水位、警戒すべき潮位に達するおそれがあると思われるときは、町における水防組織編成に基づき、次の3段階の水防配備体制をとり、常時の勤務から水防体制への切替を確実迅速に行うとともに、実態に即応して勤務者を適宜交替させる等、長期間にわたる非常勤務活動の完璧を期する。配備につく時期の指令は、水防本部長が下表に従い発するものとする。

ただし、気象状況の急変により水防本部長の指示を受けるいとまがないときは、副本部長が発し、その結果を速やかに本部長に報告するものとする。

◆吉野ヶ里町水防配備体制◆

配 備 の 種 類	配 備 体 制	指 令 の 種 類	配 備 指 令 を 出 す 時 期	警 戒 班
第1配備 (準備) 体 制	最少の人員（2名以上）をもってこれにあたり、主として情報連絡活動を行い、事態の推移により直ちに招集その他の活動ができる体制	第1配備 (準備) 指 令	水防に関係ある気象の注意報又は警報を受け、具体的に水防活動を必要とするまでには、時間的余裕があると判断される場合で、必要と認めるとき	8班のうち 1班
第2配備 (警戒) 体 制	所属人員の約半数をもってこれにあたり、連絡活動を行い水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	第2配備 (警戒) 指 令	大雨警報、洪水警報等水防に関係ある気象の警報を受け、水防発生事態が予想される時	8班のうち 4班
第3配備 (非常) 体 制	所属人員全員をもって水防活動にあたる体制	第3配備 (非常) 指 令	事態が切迫し、早急に水防活動を行う必要があると予想される時	全8班

(この指令は、事態に応じ第1配備指令から直ちに第3配備指令を発することもある。)

第2節 水防活動

1 水防団の出動

出動については、次の基準により水防本部長の指令の下に、水防団長が指揮をとる。

(1) 待 機

水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇の見込があるとき及び予報、警報等により洪水等のおそれがあるとき。土砂災害警戒情報が発表されるなど必要と認めるとき。

(2) 出動準備

水防団待機水位（通報水位）を超え、氾濫注意水位（警戒水位）を突破する恐れがあるとき及び予報、警報等により洪水等の危険を予知したとき。

(3) 出 動

氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、及び予報、警報等により洪水等の危険が切迫したとき。土砂災害警戒情報が発表され、避難指示が発表されたとき及び土砂災害危険箇所です自主避難があったとき。

(4) 解 除

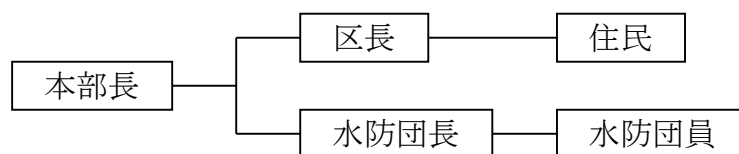
氾濫注意水位を下り再び増水の恐れがないと思われるとき水防活動の終了を通知する。

2 決壊時の通報

(1) 堤防その他の施設が決壊したときは、本部長は直ちにその旨、氾濫する隣接地区に連絡し、その他必要な機関に連絡するとともに、決壊による被害ができるだけ拡大しないように努めなければならない。

(2) 各現場班において、責任者が事態の推移を判断し、直ちに本部長にその旨を報告しなければならない。

(3) 情報連絡系統は下記のとおりとし、電話または防災行政無線等によるものとする。ただし、緊急に一般に通知する必要がある場合、水防信号によることができる。



○(参考) 県知事が水防警報を発表する河川

河川名	区 域	発表者
田手川	国道 385 号広円橋から国道 264 号城東橋まで	県水防支部長 (東部土木事務所長)

(対象量水標及び警報発表基準)

量水標名	待 機	出動準備	出 動	解 除
広円橋	水防団待機水位 2.10mに達し、上流 の降雨状況によりな お上昇の見込みがあ るとき。	水防団待機水位 2.10mを超え、氾濫 注意水位 2.60mに達 すると思われると き。	氾濫注意水位 2.60mに達し、なお、 上昇すると思われる とき。	氾濫注意水位 2.60mを下り、再び 増水のおそれがない と思われるとき。

第4章 重要水防箇所等

第1節 堤防等の巡視及び水防箇所等

1 堤防等の巡視

水防管理者は、河川管理者の協力を受け、町水防計画に定める水防箇所その他危険箇所を選定し、警戒員をおいて堤防等の巡視にあたらせ、常時連絡を保ちながら、水防上危険と認められる箇所があれば直ちに水防体制を整えなければならない。

2 水防箇所

降雨出水時において、水のあふれ、決壊等により水防活動が予想される個所は、下記のとおりである。

○重要水防箇所

<国土交通省関係>

該当箇所なし

<県管理河川>

河 川 名	左 右 岸 別	危険と予想される主な箇所 (重要水防箇所)			予想される 主 な 事 態	主 な 水 防 工 法
		延 長	重 要 度	箇 所		
田手川	右	—	—	—	—	—
		(佐賀鳥栖川久保線～伊保戸)				
井柳川	左	—	—	—	—	—
		(本戦橋～曽根)				
井柳川	右	—	—	—	—	—
		(本戦橋～曽根)				

(重要水防箇所外で危険と予想される箇所)

河川名	左右岸別	危険と予想される主な箇所			予想される 主な事態	主な水防 工法
		延長	重要度	箇所		
田手川	左	960	C	中央橋～岩倉橋	堤防の決壊・ 水の溢れ	積土俵
田手川	右	960	C	中央橋～岩倉橋	堤防の決壊・ 水の溢れ	積土俵
井柳川	左	200	C	国道34号100m上流～JR橋	水の溢れ	積土俵
井柳川	右	200	C	国道34号100m上流～JR橋	水の溢れ	積土俵

(参考) 重要水防箇所 評価基準等

<国土交通省関係 評価基準(案)>

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	・計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	・計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	・現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅の 1/2 未満の箇所	・現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているがそれぞれ 1/2 以上確保されている箇所	
法崩れ・すべり	・堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	・堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所 ・堤防斜面の崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所です必要な対策が未施行の箇所	
漏水	・漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	・漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 ・漏水の履歴はないが、決壊跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所です必要な対策が未施工の箇所	
水衝・深掘れ	・水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 ・橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているがその対策が未施工の箇所 ・波浪に河岸の決壊等の危機に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	・水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	・河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 ・橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所	・橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			・出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡 旧川跡			・新堤防で築造後 3 年以内の箇所 ・決壊跡又は旧川跡の箇所
陸 閘			・陸閘が設置されている箇所

< 県管理河川 >

【指定基準】

○堤防の決壊や水があふれること等により床上浸水 10 戸以上又は床下浸水 50 戸以上の被害を与える区間
○堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により公共施設（建物、道路、鉄道等）に重大な被害を与える区間
○堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により農地 60 ha 以上に被害を与える区間

【危険度評定基準】

「重要水防区間」及び「重要水防区間外の区間」において、水防事態の恐れのある危険箇所を下記評定基準により 3 段階に区分する。

重要度 ランク 項 目	A 水防上特に重要な箇所	B 次に重要な箇所	C 重要な箇所
堤防高 (流下能力)	・時間雨量 30 mm 程度以下の流下能力しかない区間	・時間雨量 30～50 mm 程度の流下能力しかない区間	—
堤体の強度	・堤防断面狭小で、堤防高に比較して天端が狭い区間 (計画断面の 1/2 程度以下) ・堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績のあるもの又はその恐れの高い区間	・堤防断面が不足している区間 (計画断面の 2/3 程度以下の区間) ・工事後 1 年未満の盛土、埋め戻し区間 ・漏水の実績があり、これに対し応急措置が講じられる区間	・堤体又は基礎地盤等の土質不良により、不良沈下等が予想される区間 ・漏水により堤体破損の不安が考えられる区間
水衝箇所	・洪水時水衝部となり堤防斜面保護工が破損、堤防の決壊又は決壊寸前程度の一部流出実績があり、再度被災のおそれのある区間	・低水、高水護岸が不完全と考えられる区間	・低水、高水護岸が完全にあるが水防上注意を要する区間
深掘れ箇所	・堤脚又は護岸の根固めが深掘れ、危険が予想される区間	・河床の低下が著しく護岸、堤脚等が深掘れされるおそれのある区間	・河床が低下し、水防上注意を要する区間
その他	・横断工作物の設置時期が古く不慮の事故が予想される箇所又は工事中の箇所で危険が予想される箇所	・護岸工事が未施工又は工事中で危険が予想される箇所	・その他水防上注意を要する区間
※ 2 以上の項目に該当し、危険度ランクの違う場合は上位ランクに評定する。			

○洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路

該当なし

○洪水時、流失により交通不能となる恐れのある橋梁

該当なし

○水防警戒を要する溜池一覧

番号	溜池名	管 理 者 名	位 置	危 険 状 況	対 策 水防工法	要する主な資材		
						込 枚	縄 kg	杭 本
1	西の谷	上三津西地区	上三津西	堤体老朽	土俵積	400	80	40
2	宮の浦	下三津西水利組合	下三津西	堤体老朽	土俵積	300	50	100
3	城野	上三津東生産組合	上三津東	土砂堆積	土俵積	500	90	90
4	墓側	上三津東生産組合	上三津東	堤体老朽	土俵積	1,000	50	200
5	柏崎	上三津東生産組合	西 石 動	堤体老朽	土俵積	50	20	20
6	新堤	上石動地区保全会	上 石 動	堤体老朽 取水施設老朽	土俵積	400	80	40
7	八田	下石動地区	下 石 動	堤体老朽	土俵積	1,000	50	200
8	宮の前	西石動区長	西 石 動	堤体老朽	土俵積	500	30	100
9	松ノ内	横田区長	横 田	堤体老朽	土俵積	200	30	20
10	ほかうそ	上三津西地区	上三津西	堤体老朽 堤体漏水	土俵積	500	90	50
11	小池	目達原生産組合	目 達 原	土砂堆積	土俵積	100	50	50
12	石谷堤	上石動地区保全会	上 石 動	取水施設老朽	土俵積	300	80	80
13	裏田	上石動地区保全会	上 石 動	堤体老朽	土俵積	300	100	100
14	白京	白京水利組合	上三津西	土砂堆積	土俵積	500	100	50
15	新池	目達原生産組合	目 達 原	土砂堆積	土俵積	500	90	50
16	新堤	下石動地区	下 石 動	土砂堆積	土俵積	500	90	50
17	とき石	上三津東生産組合	上三津東	土砂堆積	土俵積	400	80	40
18	山田	山田水利組合	上三津西	土砂堆積	土俵積	1200	200	300
19	新戦場	寺ヶ里地区	上三津西	土砂堆積	土俵積	1000	180	250

○降雨による湛水区域

河川名	左右 岸別	延長	位置	降雨量 30 mm/h に予想される 被害面積、道路等の湛水深	降雨量 60 mm/h に予想される 被害面積、道路等の湛水深
井柳川	左右	3.0 km	吉田 箱川	被害 37ha 湛水深 0.2m	被害 112ha 湛水深 0.3m

○土石流危険溪流

I	II	III	計
22	25	1	48

土石流危険溪流

I：被害想定区域内に人家が5戸以上等ある場合の当該区域に流入する溪流

II：被害想定区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流

土石流危険溪流に準ずる溪流

III：被害想定区域内に人家が無い場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

○急傾斜地崩壊危険箇所

I			II			III			合計
自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計	
5	0	5	24	0	24	0	0	0	29

I：被害想定区域内に人家が5戸以上等ある場合

II：被害想定区域内に人家が1～4戸ある場合

III：被害想定区域内に人家が無い場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

○地すべり危険箇所

国交省所管			農水省所管			合計
警戒区域	特別警戒区域	計	警戒区域	特別警戒区域	計	
0	0	0	1 ※	0	0	1

※：1箇所ですべて4つのブロックが指定された。

○排水ポンプ設置箇所

名称	排水先	位置	管理者	形式等	総排水能力
井柳川	城原川	豆田	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸斜流 1,000m/m 立型ガスタービン 2台 539kw	18,000 m ³ /h

○特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	規制区間		規制条件	危険内容	迂回路
	自～至	延長km	通行止		
385号	みやき町原古賀 ～吉野ヶ里町松隈	2.5	大雨時など現地の状況により崩土等が予想されるとき	土砂崩落	なし

※特殊通行規制区間とは

危険箇所の事故発生と異常気象との間に直接的な相関関係が見られない場合で、気象・現地の状況等により判断して危険が予想される場合に事前規制を実施する区間

○雨量観測所一覧表

観測所名	水系名	所在地	管理者	普通・自記・テレ別
松隈	筑後川 (田手川)	松隈岩井谷地先	佐賀県	水防テレメーター観測局
広円橋	筑後川 (田手川)	田手 1298	佐賀県	水防テレメーター観測局
吉野ヶ里町役場 東脊振庁舎	筑後川	三津 777	吉野ヶ里町	自記雨量計

○水位観測所一覧表

河川名	観測者名	観測所名	水位到達情報の基準				
			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	氾濫注意 水位から 天端まで の余裕高
筑後川 (田手川)	国土交通省	田手橋 (田手)	1.50m	1.80m	2.90m	3.52m	—
田手川	吉野ヶ里町	在川橋 (大曲)	1.50m	2.00m	—	—	1.40m
田手川	東部土木事務所	広円橋 (田手)	2.10m	2.60m	4.80m	5.20m	2.80m
井柳川	東部土木事務所	徳富橋 (豆田)	1.80m	2.10m	—	—	1.30m

○水防資材一覧表

倉庫の名称	土嚢袋 (枚)	縄 (巻)	杭 (本)	鉄線 (巻)	掛矢 (本)	スコップ (本)	ツルハシ (丁)
三田川庁舎防災倉庫	1500	縄 3 ロープ 2	10	1	4	9	1
東脊振庁舎防災倉庫	1000	縄 19	100	1	4	19	1

	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	鉋 (本)	鳶口 (本)	照明灯 (個)	その他
(三田川)	—	1	15	5	10	1	ブルーシート 5
(東脊振)	5	—	18	5	—	0	木蛸 5

第5章 水防信号及び標識

法第18条及び20条の規定による「佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）」に定める水防に用いる信号及び標識に準じる。

1 水防信号

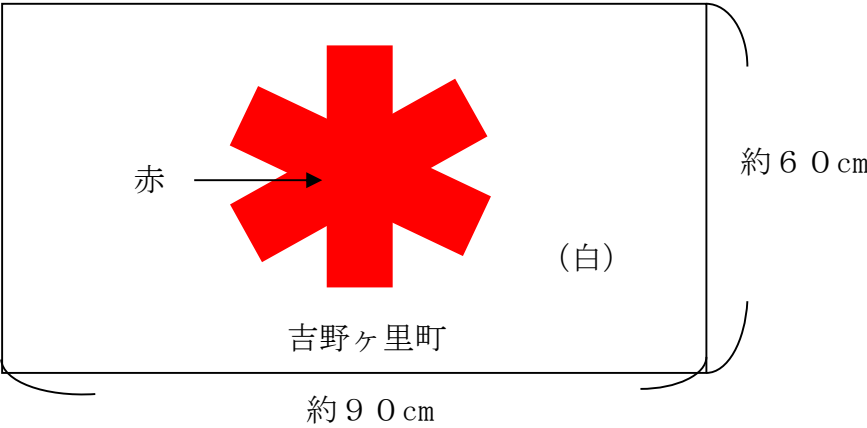
- 第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。
- 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 第4信号 必要を認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

区分 \ 方法	サイレン信号					
第1信号	○—休止	約5秒	約15秒	○—休止	約5秒	約15秒
第2信号	○—休止	約5秒	約6秒	○—休止	約5秒	約6秒
第3信号	○—休止	約10秒	約5秒	○—休止	約10秒	約5秒
第4信号	○—休止	約1分	約5秒	○—休止	約1分	約5秒

- 備考 1. 信号は適宜の時間継続する。
 2. 危険が去った時はその旨口頭伝達する。

2 水防標識

車の緊急優先通行標識は、次のとおりである。



第6章 避難計画

第1節 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、町等は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

1 警戒レベルの運用

行動を促す情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（必ず発令されるものではない）の総称をいう。以下同じ。）ごとに住民がとるべき行動を明確化することで、住民が災害発生のおそれの高まりに応じて、とるべき行動を直感的に理解できるよう、次表のとおり「警戒レベル」を用いた行動を促す情報（避難情報等）の発令を行う。

警戒 レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	防災気象情報
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保（必ず発令され るものではない）	警戒レベル相当情報 ・ 指定河川洪水予報 ・ 気象警報 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 危険度分布 など
~~~~<警戒レベル4 までには必ず避難！>~~~~			
4	危険な場所から全員避難	避難指示	
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	
2	自らの避難行動を確認する	—	注意報
1	災害への心構えを高める	—	早期注意情報

#### 2 避難情報等の発令

避難情報等の発令は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

##### (1) 避難が夜間になる場合の日没までの避難

避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難情報等の発令に努めるものとする。

##### (2) 屋内での待避等の安全確保措置

避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

##### (3) 町に対する助言

町は、避難情報等発令の判断にあたっては、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求め



るものとする。

防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難情報等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

### 3 避難情報等の内容

避難情報等の発令は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難情報等を発令する理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

### 4 関係機関への連絡及び住民への伝達

#### (1) 関係機関への連絡

避難情報等を発令した場合には、関係機関（県、神埼警察署及び自衛隊等）に対して、その内容を相互に連絡する。

#### (2) 住民への伝達

避難情報等を発令した場合には、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、要配慮者、避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防機関、消防団、自治会、民生委員・児童委員等を活用する。

- 町防災行政無線
- 広報車
- テレビ、ラジオの放送
- 携帯電話等のメール(よしのがりメール、防災ネットあんあん、エリアメール等)
- その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ等）

## 5 指定避難所

施設名	洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	所在地	電話番号
東脊振健康福祉センター きらら館	○	○	吉野ヶ里町三津 775	0952-51-1618
三田川健康福祉センター ふれあい館		○	吉野ヶ里町豆田 1790	0952-52-7831
三田川小学校	○	○	吉野ヶ里町吉田 63-1	0952-52-2768
三田川中学校	○	○	吉野ヶ里町吉田 303	0952-52-2195
三田川小学校体育館	○	○	吉野ヶ里町吉田 63-1	0952-52-2768
三田川児童館	○	○	吉野ヶ里町吉田 58-1	0952-53-1117
東脊振小学校	○	○	吉野ヶ里町石動 2760-1	0952-52-2370
東脊振中学校	○	○	吉野ヶ里町石動 2709	0952-52-2529
東脊振小学校体育館	○	○	吉野ヶ里町石動 2760-1	0952-52-2370
東脊振中学校体育館	○	○	吉野ヶ里町石動 2709	0952-52-2529
児童体育館	○	○	吉野ヶ里町吉田 310	0952-52-2768
中央公民館	○	○	吉野ヶ里町吉田 307	0952-53-1111
三田川武道館	○	○	吉野ヶ里町吉田 283-2	0952-53-1111
吉野ヶ里保育園	○	○	吉野ヶ里町吉田 999	0952-52-3024
東脊振幼稚園	○	○	吉野ヶ里町三津 799	0952-52-2936
東脊振農村環境改善 センター	○	○	吉野ヶ里町三津 777	0952-52-3499
さざんか武道館	○	○	吉野ヶ里町石動 2768-6	0952-53-1111
吉野ヶ里公園駅 コミュニティーホール		○	吉野ヶ里町吉田 252-1	0952-55-8255
吉野ヶ里町文化体育館	○	○	吉野ヶ里町石動 2736	0952-53-3300

## 第7章 協力及び応援

### 第1節 河川管理者の応援

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防管理団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 6 水防活動の記録及び広報

### 第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協力

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき隣接の他の市町長又は消防長に対して応援を求めるものとする。

また、隣接の他の市町長又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所属の下に行動するものとする。

## 第8章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水の防止のための措置

### 第1節 洪水対応

#### 1 区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

#### 2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水予報指定河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の掲げる事項について定めることとなっている。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設があった場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下、「地下街等」という。））で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

イ 要配慮者利用施設（又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者から申出があった施設に限る。）。

#### 3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の策定等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努めるものとする。

町から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、電話及びファクシミリ等とする。

#### 4 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努めるものとする。

町から大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、電話及びファクシミリ等とする。

## 第9章 水防協力団体

### 第1節 水防協力団体

水防団体等の水防活動に協力する「水防協力団体」について、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利法人、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、ボランティア団体等を対象とし、水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力する。

### 第2節 水防協力団体の業務内容

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力する。
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し及び提供する。
- 3 水防に関する情報又は資料を収集し及び提供する。